

○農林水産省告示第 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号及び平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号（平成二十九年農林水産省告示第三百六号の農林水産大臣の定める基準を定める件）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号等の一部を改正する告示

（昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部改正）

第一条 昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

二 加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
一・二 (略)	(略)
三 偶蹄類の動物の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフードに限る。)	中心温度を三分間以上摂氏百二十一度二分以上に保つこと又はこれと同等の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。
動物(偶蹄類の動物、馬又は家きん(家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第四十五条第一号ロに掲げる鳥類に限る。))を除く。)	
四 (略)	(略)
五 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフードに限る。)	中心温度を三分間以上摂氏百二十一度二分以上に保つこと又はこれと同等の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。

改正前

二 加熱処理の基準

加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	加熱処理の基準
一・二 (略)	(略)
(新設)	(新設)
三 (略)	(略)
(新設)	(新設)

六 (略)	(略)	四 (略)	(略)
三～五 (略)		三～五 (略)	

(平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部改正)

第二条 平成二十九年農林水産省告示第三百六号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

鶏、うずら、きじ、 だちよう、ほろほろ 鳥及び七面鳥並びに	一〜六 (略) 七 肉又は臓器を原料とする加工品及び	一〜三 (略) 四 肉又は臓器を原料とする加工品(ペット	記載した輸出国の政府 機関又は農林水産大臣 が指定する者の発行する 証明書を添付してある もの及びその容器包装
豚及びいのししに係 る法第三十六条第二 項第一号イ及びハに 掲げる物	一〜六 (略) 七 肉又は臓器を原料とする加工品及びその容器包装 (前号に掲げる物を除く。)	一〜五 (略) 六 肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフードを除く。)のうち 第一号から第三号までに掲げる肉又は臓器を原料とするもの及びその容器包装 七 肉又は臓器を原料とする加工品(ペットフードに限る。)であつて農林水産大臣が定める基準に従つて加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府 機関又は農林水産大臣 が指定する者の発行する 証明書を添付してある もの及びその容器包装	記載した輸出国の政府 機関又は農林水産大臣 が指定する者の発行する 証明書を添付してある もの及びその容器包装

鶏、うずら、きじ、 だちよう、ほろほろ 鳥及び七面鳥並びに	一〜六 (略) (新設)	一〜三 (略) (新設)	
豚及びいのししに係 る法第三十七条第一 項第一号及び第三号 に掲げる物	一〜六 (略) (新設)	一〜五 (略) (新設)	

<p>あひる、がちょうそ の他のかも目の鳥類 に係る法第三十六条 第一項第一号イ及び ハに掲げる物</p>	<p>八 (略)</p>	<p>びその容器包装 (前号に掲げる物 を除く。)</p> <p>五 肉又は臓器を原料と する加工品(ペット フードに限る。)で あつて農林水産大臣が 定める基準に従つて加 熱処理したものである 旨を記載した輸出国の 政府機関又は農林水産 大臣が指定する者の発 行する証明書を添付し てあるもの及びその容 器包装</p> <p>六 (略)</p>
<p>法第三十六条第一項 第一号ロに掲げる物</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>あひる、がちょうそ の他のかも目の鳥類 に係る法第三十七条 第一項第一号及び第七 三号に掲げる物</p>	<p>七 (略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>法第三十七条第一項 第二号に掲げる物</p>	<p>(略)</p>	<p>四 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行の日（令和八年
月 日）から施行する。

(令和七年農林水産省告示第千四百七十七号の一部改正)

- 2 令和七年農林水産省告示第千四百七十七号（昭和四十六年農林省告示第千九百九十七号等の一部を改正
する告示）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、昭和四十七年農林省告示第千四百三十九号第二号の改正規定を次のように改める。

改正後	
<p>二 加熱処理の基準</p> <p>加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
物	加熱処理の基準
(略)	(略)
<p>四 鶏、うずら、きじ、 エミユール、だちよう、 ほろほろ鳥及び七面鳥 並びにあひる、がちよ うその他のかも目の鳥 類の肉及び臓器並びに これらの肉又は臓器を 原料とするソーセー ジ、ハム及びベーコン</p>	(略)
<p>五 鶏、うずら、きじ、 エミユール、だちよう、 ほろほろ鳥及び七面鳥 並びにあひる、がちよ うその他のかも目の鳥 類の肉又は臓器を原料 とする加工品（ペット フードに限る。）</p>	(略)
<p>六 鶏、うずら、きじ、 エミユール、だちよう、 ほろほろ鳥及び七面鳥 並びにあひる、がちよ うその他のかも目の鳥 類の液卵（殻付き卵か</p>	(略)

改正前	
<p>二 加熱処理の基準</p> <p>加熱処理の基準は、次の表の上欄に掲げる物について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
物	加熱処理の基準
(略)	(略)
<p>四 鶏、うずら、きじ、 だちよう、ほろほろ鳥 及び七面鳥並びにあひ る、がちようその他の かも目の鳥類の肉及び 臓器並びにこれらの肉 又は臓器を原料とする ソーセージ、ハム及び ベーコン</p>	(略)
<p>五 鶏、うずら、きじ、 だちよう、ほろほろ鳥 及び七面鳥並びにあひ る、がちようその他の かも目の鳥類の肉又は 臓器を原料とする加工 品（ペットフードに限 る。）</p>	(略)
<p>六 鶏、うずら、きじ、 だちよう、ほろほろ鳥 及び七面鳥並びにあひ る、がちようその他の かも目の鳥類の液卵（ 殻付き卵から卵殻を取</p>	(略)

ら卵殻を取り除いたもの
をいう。)

り除いたものをいう。
)

第四条の表を次のように改める。

改正後			改正前		
<p>家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第二項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。</p>			<p>家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第二項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。</p>		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鶏、うずら、きじ、 エミユール、だちよ う、ほろほろ鳥及び 七面鳥並びにあひ る、がちようその他 のかも目の鳥類に係 る法第三十六条第一 項第一号イ及びハに 掲げる物	(略)	(略)	鶏、うずら、きじ、 だちよう、ほろほろ 鳥及び七面鳥並びに あひる、がちようそ の他のかも目の鳥類 に係る法第三十六条 第一項第一号イ及び ハに掲げる物	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)